

川崎市立多摩病院患者用公衆無線ネットワーク利用規定

(目的)

第1条 本規定は、川崎市立多摩病院（以下「病院」という。）において、患者サービスの充実、及び災害時の活用を目的として、病院が整備した公衆無線ネットワーク（以下「患者用Wi-Fi」という。）の利用（以下「本サービス」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 利用者は、本サービスを利用する全ての者とする。

(利用可能場所)

第3条 利用可能場所は、患者用Wi-Fi環境が整備された1階から6階のWi-Fiが届く全てのエリアとする。

(利用者資格)

第4条 病院は、本規定に同意した利用者に対して、本サービスを利用する資格を付与する。ネットワークに接続した時点で本規定に同意したものとみなす。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等（パソコン、スマートフォン、タブレット等）以下「機器等」という。）の設備等の費用は利用者が負担するものとする。

(利用条件)

第6条 利用者は次の各号に掲げる利用条件のもと、本サービスを利用する。

- (1) 本サービスを利用するための機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。
- (2) 本サービスへ接続する機器等のセキュリティ対策は、利用者が行うものとする。
- (3) 利用者は、本サービスを利用するにあたり、悪意のあるサイトまたは第三者により盗聴される危険があることに留意し、特に秘匿性高い情報の通信については利用者の判断のもと実施する。
- (4) 病院は、本サービスの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、または特定のウェブサイトへの接続を制限することができる。
- (5) 病院は、定期または不定期に本サービスを利用するためのパスワードを変更することができる。

(禁止事項)

第 7 条 利用者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 病院、他の利用者若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他一切の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれがある行為。
- (2) 病院、他の利用者若しくは第三者の財産権、プライバシー権、肖像権その他の一切の権利を侵害する行為またはそのおそれがある行為。
- (3) 病院、他の利用者若しくは第三者の誹謗中傷、不利益または損害を与える行為及び与えるおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為、若しくは公序良俗に反する情報を他に提供する行為または犯罪的行為またはそのおそれのある行為。
- (5) 不特定多数への大量メール送信、大量データのダウンロード等、通信回線に過度な負荷をかける行為。
- (6) 本サービスの提供または他の利用者による本サービスの利用を妨害し、若しくはそれらに支障をきたす行為。
- (7) 携帯電話使用制限区域での通話サービスの利用等、病院の静謐な環境を乱す一切の行為。
- (8) 入院患者以外の病院備え付けの電源コンセントの利用。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反、若しくは違反するおそれがある行為または病院が合理的理由に基づき不適切と判断する行為。

(本サービスの中止等)

第 8 条 病院は、次の各号のいずれかに該当する場合、何ら通知することなく、本サービスの全部または一部を変更、中止または終了することができる。

- (1) 本サービスの保守点検または工事を定期的又は緊急に行う場合。
- (2) 災害時等の非常事態、病院が実施する法令等に基づく停電及び本サービスの障害等、やむを得ない事由がある場合。
- (3) 利用者が前条各号にあたる行為を行った場合。
- (4) その他病院が本サービスの運用上、必要であると判断した場合。

(免責等)

第 9 条 病院は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わない。

- (1) 病院は、本サービスで通信された利用者の情報の消失、機器等のコンピュータウイルス感染、データの破損、漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者の損害について、その責を一切負わない。
- (2) 病院は、利用者の機器等の種類、OS、ソフト、ブラウザ等により本サービスを利用できない場合があっても、その責を一切負わない。

- (3) 病院は、利用者が患者用 Wi-Fi に接続したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、その責を一切負わない。
- (4) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- (5) 病院は、第 7 条各号に該当する利用者の行為によって、病院、利用者本人若しくは第三者に損害が生じた場合は、利用者は全ての法的責任を負うものとし、病院は一切の責任を負わないものとする。

(利用規定の変更)

第 10 条 病院は、利用者の承諾を得ることなく、本規定を変更することができる。

(職員の利用)

第 11 条 職員は、前条までの規定に加え、次の各号に定める事項に従うこと。

- (1) 本サービスに電子カルテシステムをはじめとする医療情報システム機器を接続しないこと。
- (2) 職員は、原則 marianna-net を利用すること。

(その他)

第 12 条 病院公式ホームページ及び院内掲示においては、本サービスを「川崎市立多摩病院 FREE Wi-Fi」として本規定とともに周知することとする。

附 則

この規定は、令和 3 年 11 月 5 日から施行する。